

塩津地区学校複合施設実施設計業務プロポーザル
実施要領

令和4年4月

蒲郡市

「未来に繋がる、新たな学び舎の創造へ」

蒲郡市の小中学校の校舎や体育館等の学校施設の多くは、築後50年を超えており、近年では施設の老朽化が進んでいます。子どもたちにとって良好な教育環境を整えるため、施設の改築や大規模改修等の施設整備を本格的に始めていかななくてはならない時期を迎えています。また、公民館・保育園など地域住民が主に利用する施設も、学校施設と同様に老朽化が進んでおり、市民サービスの維持・向上のためには、計画的に更新を進めていく必要があります。

このような状況下において、今年度、かねてより計画を進めてきました、塩津地区・西浦地区の学校複合施設の実施設計業務を着手いたします。本事業については、計画の策定段階から市民ワークショップ等で多くの地域住民の方々からさまざまなご意見をいただきながら進められ、地域住民の多くの期待が寄せられている重要な事業であると捉えております。

私自身、市長就任当初から、子育てしやすい最適な環境整備に取り組むとともに、地域コミュニティが子どもたちを育て、将来を担う子どもたちの郷土愛を育んでいく「子どもファースト」という考えを非常に大切な政治理念として表明しております。また、昨年11月には環境面に配慮し、経済的にも社会的にも廃棄物や汚染を発生させないという考えのもと、資源を循環させる経済の仕組みであるサーキュラーエコノミーを積極的に推進していく都市である「サーキュラーシティ」を目指していくことを表明しました。

そして、塩津地区・西浦地区ともに、学校施設に公民館や保育園の機能などが複合化し、学校と地域コミュニティが「共創」する空間の構築を目指す、蒲郡市の学校施設においてこれまでにない新たな考えに基づいた先進的な整備計画となっています。この整備計画は、私の考える“子どもファースト”の考え方に合致し、また施設をシェアし、学校と地域が新たな空間を創造することは、多世代が交流し、知識と資源が循環する新たなコミュニティの場が生まれるなど、地域住民の身体的・精神的・社会的な幸福の実現に向けた“サーキュラーシティ”の取組にも合致すると考えています。

また今回の実施設計業務は、これから続く蒲郡市の学校施設整備の端緒になることから、多様で柔軟な発想での優れた設計提案を求めています。そのため、参加要件等についても、幅広い事業者の皆様が参加できる形に設定しています。プロポーザルに参加される建築家・事業者の皆様におかれましては、子どもたちの未来に繋がる、新たな学び舎を創造し、そして地域住民に愛される施設づくりを、我々蒲郡市とともに「ワンチーム」で構築していただきたいと思います。

蒲郡市の将来を担う子どもたちのため、そして市民の明るい未来のため、柔軟で力強い提案を望みます。

令和4年4月

蒲郡市長 鈴木 寿 明

目 次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務内容	1
4	業務期間	1
5	契約方法	1
6	提案限度額	1
7	学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式業者選定委員会	1
8	参加資格要件	1
9	選考スケジュール	2
10	事務局（問い合わせ先）	3
11	プロポーザル実施要領等の配布期間	3
12	現場説明会	3
13	プロポーザル実施要領・業務委託仕様書等に関する質問・回答	4
14	参加表明書の提出	4
15	一次選考用図書の提出	4
16	一次選考	5
17	二次選考用図書の提出	5
18	二次選考	6
19	優先交渉権者等の特定	6
20	参加の辞退	7
21	失格事項	7
22	契約事項	7
23	結果の公表	7
24	留意事項	7

1 業務名

塩津地区学校複合施設実施設計業務委託

2 業務の目的

蒲郡市は、「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画」（平成 29 年 3 月）に基づき地区利用型施設（小学校、中学校、保育園、児童館及び公民館）の将来のあり方を示した塩津地区個別計画を平成 30 年 8 月に策定した後、当該地区の小学校、保育園、公民館及び児童クラブの機能を集合させる施設について、施設の整備方法や管理運営方法等を定めた「地区個別計画に基づく基本計画書（塩津地区）」（以下「塩津地区基本計画書」という。）を令和 3 年 8 月に策定した。

本業務は、塩津地区基本計画書において示された施設計画について、運営実務者を含めた協議を通じて具体的な設計の検討を行い、新たに整備する施設の実施設計を行うことを目的とする。

3 業務内容

塩津地区学校複合施設実施設計業務委託仕様書のとおり

4 業務期間

契約日の翌日から令和 5 年 12 月 28 日まで

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

6 提案限度額

金 176,800,000 円（消費税及び地方消費税 10%含む）

7 学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式業者選定委員会

- (1) 塩津地区学校複合施設の実実施設計業務を委託する者を特定するために、学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき学校複合施設実施設計業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。（塩津プロポーザル実施要領別紙 1）
- (2) 選定委員会の運営に関し必要な事項は選定委員会設置要綱の定めによる。

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件等を全て満たすものとする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿において、次の営業種目に登録している、又は、登録の手続き中であること。

業者区分：委託
業種名：設計
種目名：建築設計

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 4 月 1 日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 蒲郡市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 複数の者がチームを結成し参加する場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 代表となる者を決定すること。
 - イ 共同企業体（JV）としての参加は認めない。
 - ウ (1)の参加資格要件は、代表となる者が指定の営業種目に登録している、又は、登録の手続き中であることとする。チームを結成する全ての者の登録は、要しない。
 - エ (2)～(5)の参加資格要件は、チームに参加する全ての者が要件を満たしていること。

9 選考スケジュール

- (1) プロポーザル実施要領等の配布期間
令和 4 年 4 月 28 日（木）から令和 4 年 6 月 3 日（金）午後 3 時まで
- (2) 現場説明会参加希望書提出締切り
令和 4 年 5 月 11 日（水）午後 3 時まで
- (3) 現場説明会
令和 4 年 5 月 12 日（木）
（現場説明会での質疑応答内容公開日：令和 4 年 5 月 18 日（水））
- (4) 質問書の提出期間
令和 4 年 5 月 18 日（水）から令和 4 年 5 月 25 日（水）午後 3 時まで
（質問書の回答公開日：令和 4 年 5 月 31 日（火））
- (5) 参加表明書の提出期間
令和 4 年 5 月 26 日（木）から令和 4 年 6 月 3 日（金）午後 3 時まで
- (6) 一次選考用図書等の提出期間
令和 4 年 6 月 15 日（水）から令和 4 年 6 月 23 日（木）午後 3 時まで
- (7) 一次選考結果通知
令和 4 年 7 月 6 日（水）
- (8) 二次選考用図書等の提出期間
令和 4 年 7 月 25 日（月）から令和 4 年 7 月 29 日（金）午後 3 時まで

- (9) 二次選考実施日
令和4年8月6日(土)
- (10) 二次選考結果通知
令和4年8月22日(月)
- (11) 契約予定日
令和4年8月31日(水)

10 事務局(問い合わせ先)

蒲郡市役所 教育委員会 教育政策課(担当 大森)
〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号
電話(直通) 0533-66-1219
FAX 0533-66-1184
メールアドレス kyoiku@city.gamagori.lg.jp

11 プロポーザル実施要領等の配布期間

- (1) 配布期間
令和4年4月28日(木)から令和4年6月3日(金)午後3時まで
- (2) 配布方法
蒲郡市のホームページからダウンロードする。

12 現場説明会

本プロポーザルを実施するのに当たり、現場説明会を次のとおり実施する。

- (1) 実施日及び時間
令和4年5月12日(木)午前10時から午前11時まで
- (2) 実施場所
蒲郡市竹谷町今御堂31-1
塩津小学校
- (3) 参加希望の届出
現場説明会に参加を希望する者は、事前に説明会参加希望書(様式1)を事務局へメールで提出すること。
提出締切り:令和4年5月11日(水)午後3時まで
- (4) 留意事項
 - ア 現場説明会への参加は任意であり、プロポーザル参加の必須条件ではありません。
 - イ メール件名は、「【送付】塩津 説明会参加希望書(会社名 担当者氏名)」とする。
 - ウ 集合場所は、小学校の正門前とし、市担当者の許可なく小学校敷地内に入ってはならない。
 - エ 市担当者の指示に従い行動すること。勝手に動き回らないこと。
 - オ 当日は授業を行っているので、授業の支障にならないよう配慮すること。
 - カ 校舎内へは出入りしない。説明は、屋外のみ。

キ 現場説明会での質疑応答の内容は、蒲郡市のホームページで公開する。
公開日：令和4年5月18日（水）

13 プロポーザル実施要領・業務委託仕様書等に関する質問・回答

本プロポーザルの実施要領や業務委託仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式2）を事務局へメールにより提出する。

(1) 提出期間

令和4年5月18日（水）から令和4年5月25日（水）午後3時まで

(2) 質問に対する回答日及び方法

令和4年5月31日（火）

蒲郡市のホームページで回答を公開する

(3) 留意事項

メール件名は、「【送付】塩津 質問書（会社名 担当者氏名）」とする。

14 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式3）を事務局へメールにより提出する。

(1) 提出期間

令和4年5月26日（木）から令和4年6月3日（金）午後3時まで

(2) 留意事項

ア 複数の者がチームを結成し参加する場合は、代表となる者の名称で参加表明書を提出する。

イ メール件名は、「【送付】塩津 参加表明書（会社名 担当者氏名）」とする。

15 一次選考用図書の提出

本プロポーザルに参加する者は、以下に示す書類を事務局へメールにより提出する。

(1) 提出期間

令和4年6月15日（水）から令和4年6月23日（木）午後3時まで

(2) 提出書類

	提出書類	提出部数	備考
1	一次選考用 図書提出書	1部	様式4、提出はPDF。
2	一次選考に 必要な技術 提案書	1部	塩津地区学校複合施設実施設計業務技術提案書作成要領（塩津プロポーザル実施要領別紙2）に基づき作成したものをPDF形式のデータで提出。データ提出時は、個別のデータを一つにまとめる。

(3) 留意事項

メール件名は、「【送付】塩津 一次選考用図書（会社名 担当者氏名）」とす

る。

16 一次選考

一次選考は書類審査によって評価するものとし、二次選考の対象者（5者以内）を決定する。

(1) 選考方法

一次選考は、プロポーザル評価要領（塩津プロポーザル実施要領別紙3）に基づき行う。

(2) 二次選考の対象者

一次選考の後、選定委員会を開催し、一次選考の評価に基づき二次選考の対象者（5者以内）を決定する。二次選考の対象者には、一次選考結果通知書において二次選考への参加を要請する。

(3) 一次選考結果の通知日

令和4年7月6日（水）

(4) 結果の通知方法

一次選考の対象となった者に対し参加表明書に記載されたメールアドレスへ一次選考結果通知書を送付する。

17 二次選考用図書の提出

二次選考の対象者となった者は、以下に示す書類を事務局へ持参又は郵送により提出する。

(1) 提出期限

令和4年7月25日（月）から令和4年7月29日（金）午後3時まで

(2) 提出書類

	提出書類	提出部数	備考
1	二次選考用 図書提出書	1部	様式5
2	二次選考に 必要な技術 提案書	10部	塩津地区学校複合施設実施設計業務技術提案書作成要領（塩津プロポーザル実施要領別紙2）に基づき作成したものを書面で提出。
3	提案価格書	1部	様式6
4	想定総工事 費提示書	1部	様式7
5	電子データ	1部	二次選考に必要な技術提案書をPDF化したもの（課題別のデータを一つにまとめる）と、様式5～7のPDFデータを記憶媒体（CD-R）に保存し提出。

(3) 留意事項

ア 書類の提出を郵送で行う場合は、配達記録が残る方法で行うこと。また、

提出期限までに到着していることを必ず確認すること。

イ 想定総工事費とは、技術提案の内容を採用して事業を実施した場合に、工事費の総額が大よそどの程度になるかを把握するためのもので、二次選考の評価の対象とするものではない。

なお、想定工事費とは、別紙「塩津地区学校複合施設実施設計業務委託仕様書」に示している金額（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%とする。）に相当するものをいう。この想定工事費は算出してから時間が経過しているので、今回提示する金額は、物価や労務費の変動を考慮した額として示すこと。

18 二次選考

二次選考は、プレゼンテーションによる審査と提案価格によって評価するものとする。

(1) 実施日

令和4年8月6日（土）

(2) 実施場所及び時間

二次選考の対象者に、一次選考結果と合わせて通知する。

(3) 選考方法

二次選考は、プロポーザル評価要領（塩津プロポーザル実施要領別紙3）に基づき行う。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの様子は、原則公開する。

イ プレゼンテーションの実施要領は、二次選考の対象者に一次選考結果と合わせて通知する。

19 優先交渉権者等の特定

本プロポーザルにおける優先交渉権者等は、次のとおり特定する。

(1) 優先交渉権者等

ア 二次選考の後、選定委員会を開催し優先交渉権者と次点交渉権者を特定する。

イ 優先交渉権者は、本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

ウ 次点交渉権者は、優先交渉権者との協議が整わない場合に本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

エ 優先交渉権者等の候補者は、プロポーザル評価要領（塩津プロポーザル実施要領別紙3）に基づき選定する。

(2) 二次選考結果の通知日

令和4年8月22日（月）

(3) 結果の通知方法

二次選考の対象となった者に対し参加表明書に記載されたメールアドレスへ二次選考結果通知書を送付する。

(4) 留意事項

- ア 優先交渉権者は、本市と仕様及び価格等を協議した後、契約を締結する。
- イ 優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

20 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は遅滞なく辞退届（様式8）を事務局にメールで提出すること。

21 失格事項

次に掲げる項目にひとつでも該当した場合、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本プロポーザル実施要領に違反した場合
- (3) 本プロポーザルに参加する者が、当該優先交渉者等の選考を担う選定委員会の委員と接触した事実が認められた場合
- (4) 公正を欠いた行為があった場合
- (5) 蒲郡市入札参加資格者名簿への登録が、一次選考用図書の提出時に完了していない場合
- (6) 提出期限までに指定された書類などを提出できなかった場合

22 契約事項

契約事項は、地方自治法、同施行令及び蒲郡市契約規則等の定めるところとし、詳細は契約時に定める。

23 結果の公表

本プロポーザルの結果は、受託者と契約締結後、蒲郡市のホームページで公表する。

24 留意事項

(1) 提出された書類の取扱い

技術提案書等本プロポーザルに関し提出された書類の取扱いは、以下のとおりとする。

- ア 提出された書類は、返却しません。
- イ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザル以外には一切使用しません。
- ウ 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- エ 提出された書類の著作権は、蒲郡市に帰属するものとする。
- オ 提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(2) その他

- ア 選考結果についての異議申立ては、一切受付けない。
- イ 塩津地区基本計画書及び策定に至るまでの経緯は、蒲郡市のホームページを参照するものとする。

- ウ 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- エ メール送信後は、電話などで着信確認をすること。
- オ 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、提案内容に沿った設計を必ず実施するものではない。
- カ 本プロポーザル実施要領に定めるもののほか必要な事項については、事務局が定める。

以 上